

【資料編】

平成 22 年度統計法施行状況に関する審議の進め方

平成 23 年 7 月
基本計画部会

1 基本的な考え方

- 昨年度と同様、重点的に審議すべき課題（重要検討事項）を選定したうえで審議する。
- 重要検討事項は、以下のメルクマールに沿って選定する。

- ①政策運営、国民にとって合理的な意思決定等の観点から統計整備の重要度、緊急度の高い課題
- ②その事項が実現したときの政府全体の統計整備における効果が大きい、あるいは広範に及ぶ課題

- 審議に当たっては、各府省が、東日本大震災の発生後、厳しい調査環境の下で統計関係業務の実施を余儀なくされている点を十分に考慮するとともに、平成 22 年度が基本計画期間の 2 年目に該当し、目標に向かって取り組みを進めている途上のものがあることに留意する。

2 重要検討事項の選定

- 昨年度の審議において、統計整備等の方向性を提示した以下の 7 事項については、引き続き重要検討事項として、その後の措置状況について審議する。

- ・国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化
- ・ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用
- ・ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備
- ・非正規雇用の実態を的確に把握するための関連統計整備
- ・オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供（二次的利用）、調査票情報の提供
- ・統計職員等の人材の育成・確保
- ・行政記録情報等の活用

- また、各委員への意見聴取結果等を踏まえ、事実関係等を確認しつつ、必要に応じ、新たな重要検討事項を選定する。

3 審議体制等

- 国民経済計算に関する事項については、その内容が広範多岐に渡ること等を勘案して、基本計画部会の下に「国民経済計算ワーキンググループ(WG)」を設置し、そこにおいて審議する（別紙 1 参照）。
- 国民経済計算以外の事項については、基本計画部会において審議する。
- 審議に当たっては、必要に応じ、重要検討事項等の所管府省にヒアリング等を実施する。
- 平成 21 年度から継続して措置している事項については、昨年度のヒアリング等の結果を活用する。

4 審議スケジュール

スケジュールの概略は以下のとおりである（詳細は別紙2参照）。

平成23年

- | | |
|-------|--|
| 7月 | ○総務大臣から統計委員会に対し、「平成22年度 統計法施行状況報告」を提出。審議を基本計画部会に付託。
○基本計画部会において審議の進め方等を決定 |
| 7～9月 | ○基本計画部会及び国民経済計算ワーキンググループにおいて審議 |
| 9月上旬 | ○基本計画部会において審議結果をとりまとめ |
| 9月中下旬 | ○統計委員会において基本計画部会の審議結果を採択 |

国民経済計算ワーキンググループの構成員

○深尾 京司	一橋大学経済研究所教授
首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
山本 拓	日本大学経済学部教授
井出 多加子	成蹊大学経済学部教授
伊藤 恵子	専修大学経済学部准教授
岩本 康志	東京大学大学院経済学研究科教授
宇南山 卓	神戸大学大学院経済学研究科准教授
菅野 雅明	J P モルガン証券チーフエコノミスト
高木 新太郎	成蹊大学名誉教授
中村 洋一	法政大学理工学部教授
野村 浩二	慶應義塾大学産業研究所准教授
藤井 真理子	東京大学先端科学技術研究センター教授
宮川 努	学習院大学経済学部教授

(注) ○は座長。

平成22年度統計法施行状況に関する審議スケジュール

		本委員会	基本計画部会及び国民経済計算 WG 国民経済計算 WG
23年 6月	上旬 中旬 下旬		<ul style="list-style-type: none"> ・委員への意見聴取 ・重要検討事項候補の整理
7月	上旬	第46回：8日 15:00～ ・総務省からの報告 ・基本計画部会付託	第27回：8日 (委員会終了後) ○第1回審議 ・平成21年度統計法施行状況の審議結果のレビュー ・審議の進め方、重要検討事項等を決定(暫定)。WGの設置。 ・関係府省ヒアリング等 (ビジネスレジスター) ・委員への意見聴取
	中旬		第28回：14日 13:00～ ○第2回審議 ・関係府省ヒアリング等 (二次的利用、人材育成) ・事務局からの報告(行政記録情報等)
	下旬	第47回：22日 13:00～	第29回：22日 (委員会終了後)(～15:30) ○第3回審議 ・関係府省ヒアリング等 (ワークライフバランス、非正規雇用)
8月	上旬 中旬		26日 15:00～ ・審議の進め方 ・重要検討事項審議
	下旬	第48回：29日 13:00～ ・部会審議状況報告	第30回：29日 (委員会終了後) ○第4回審議 ・関係府省ヒアリング等
	上旬		
9月	中旬		
	下旬	第49回：22日 (基本計画部会終了後) ・基本計画部会の審議結果の採択	第31回：15日 15:00～ ○第5回審議 ・審議結果のとりまとめ
	中旬		
	下旬		第32回：22日 15:00～ ○第6回審議 ・審議結果のとりまとめ

(注) 委員会及び部会の開催日は現時点の予定。

平成21年度 統計法施行状況に関する統計委員会の審議結果について(概要)

平成22年9月30日

統計委員会

経緯等

- ・統計委員会は、毎年度、「公的統計の整備に関する基本的な計画」に掲げる事項等に関する各府省の取組状況（統計法施行状況）について、総務大臣からの報告を受けて、当該施行状況を審議し、その結果を報告書としてとりまとめ、公表
- ・今回の審議は、新統計法が平成21年4月に全面施行されてから初めて実施するもの

審議結果

統計整備の重要度、緊急性が高いなどの重要な事項について、取り組むべき統計整備等の方向性をとりまとめ（政府の統計体系全体に及ぼす影響が大きいなど、所管する府省における重要課題として取り扱うことが望ましいと考えられるものについては、所管大臣に意見として提示）



重要な事項に関する統計整備等の方向性

(意見として提示した事項)

○国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化【対 内閣総理大臣】

- ・新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する具体的な工程表の策定等
- ・高い知見を有する研究者、中核的職員等による責任体制の明確なプロジェクトチームによる対応

○ビジネスレジスター(事業所母集団データベース)の構築・利活用【対 総務大臣】

- ・基盤的・共通的な統計データ等のレジスターへの収録等の検討、レジスター内の統計データの時系列的整備等の推進
- ・各府省のデータ管理における共通事業所・企業コードの保持・利活用等の推進

(他の重要な事項)

○ワークライフバランスの状況を把握するための関連統計整備

- ・雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析
- ・少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計等に必要な調査項目の追加等

○非正規雇用の実態を的確に把握するための関係統計整備

- ・関係府省が共同で既存の雇用・労働統計の鳥瞰図を提示
- ・非正規雇用の雇用形態別雇用者数を継続的に毎年把握する統計調査の実施について検討等

○オーダーメード集計、匿名データの作成及び提供(二次的利用)、調査票情報の提供

- ・統計データの高度かつ多様な研究分析を通じて、学術研究はもとより社会の発展への寄与が期待
- ・ニーズを踏まえ、二次的利用の対象となる統計調査の拡大や利用目的の範囲の検討等を推進

○統計職員等の人材の育成・確保

- ・精度の高い統計作成、国際的な標準化の対応等、人材の育成・確保には計画的な実施が不可欠
- ・政府横断的な研修機能の活用や大学等の研究者との連携など、統計職員の専門性向上の方策について検討

○行政記録情報等の活用

- ・統計調査予算の確保が困難になる中、報告者の負担軽減等の観点からも、引き続き重要な課題
- ・行政記録情報等の保有機関や国民との間の信頼関係の構築を図りながら、活用の推進について調査研究

平成23年4月8日

東日本大震災への対応についての統計委員会委員長談話

東日本大震災が3月11日に発生してから1か月近くが経過したところです。被災され、また、現在も避難生活を余儀なくされている方々に心からお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになつた方々に哀悼の意を表させていただきます。

我々は、国の統計行政にたずさわる統計の専門家として、今後とも被災地を含む我が国のおかれられた状況をできる限り的確に把握し適切な政策を実施できるように、国民の皆様に統計データとして継続的に提供していくことが責務であると考えております。

国が毎月実施している統計調査については、今月(4月)以降、大震災後の調査結果を含む3月分以降の集計・公表が所管府省から行われる予定です。どのような形で公表することが、国民の皆様にとってより分かりやすく、利用しやすいものとなるのかについては、実態に照らし合わせて、関係府省間で検討を進めているところでありますが、被災地によっては、調査を実施することが極めて困難になっている地域があるとの報告も受けており、そのような現実も踏まえた対応をする必要があると思います。

このため、各府省が行う3月分以降の統計調査結果の公表に資するよう、大震災後の集計・公表を行う上で必要と思われる事項を以下に掲げる形で明らかにさせていただきました。これらの事項に沿って、各府省の実施する統計調査結果の集計・公表が、国民の皆様に分かりやすい形で適切に行われることを期待しております。

なお、統計調査結果は今後の復興のために重要な基礎資料ともなるものですので、国民の皆様におかれても、統計調査へのご協力を引き続きよろしくお願ひいたします。

1. 情報開示

東日本大震災により、調査対象、調査方法、調査時期、集計事項及び集計方法等に特別の取扱いを行っている場合は、その内容を結果の公表に併せて明示すること。

また、公表期日を変更する場合は、事前にその旨を公表すること。

2. 被災地データの取扱い等

上記事項の公表に当たっては、以下の事項について特に留意すること。

- 被災地を調査対象地域から除外したり、調査票の回収ができなかつた地域がある場合、当該地域のデータの集計上の取扱い(全国値に復元する方法等を含む。)の可能な限りの具体的な明示
- 上記集計上の取扱いが集計値に及ぼす影響の定量的な目安等の可能な範囲での明示
- 暫定的な集計結果を公表する場合は、暫定的な集計結果である旨及び今後の確報値等の公表スケジュール等の明示

3. 記録の保存

東日本大震災への対応状況は可能な限り記録し保存すること。

東日本大震災を踏まえた統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項について

平成23年4月15日
総務省政策統括官（統計基準担当）

1. 政府全体としての情報共有

東日本大震災（以下「本震災」という。）により、多くの統計調査が多大な影響を受けている。しかしながら統計調査は、調査対象、調査方法、調査事項、調査周期等がそれぞれの調査に応じて千差万別であり、例えば、調査が実施できなくなった地域の推計方法を一律・包括的に定めることは不適当である。

一方で、政府全体としては、本震災に係る個々の統計の影響を最小限とするために、それぞれの統計調査における対応状況の情報交換を密にして、類似する統計調査の先行事例を参考として対応していくことが望ましいと考えられる。したがって、各府省は、統計調査における本震災への対応について相互の情報交換を心がけるとともに、総務省は、これらの情報交換を円滑に行えるようにする環境整備や自らの対応についての発信を行うことが必要と考えている。

なお、稼働状態にある各種統計調査の当面の対応については、被災地の住民感情や調査組織における業務体制を踏まえ、無理のない範囲で統計調査を実施し、状況を踏まえて通常の業務を回復させることが一般的な対応であると考える。

2. 本震災を踏まえた特別の対応に関する情報の明示

(1) 統計調査は、国内外に大きな影響を与え、国際的に注目を集めるものもいくつか存在している。また、統計調査は、本震災後の日本の姿を把握する手段であり、これまで未経験の広大な地域に対する復興政策立案などの局面において、データに基づく適正な判断が一層求められることが想定されることからも、その重要性は一層高まるものと考えられる。

一方で、本震災により統計調査が通常とは異なる特別の対応を取らざるを得ないことも事実であり、したがって、特別の対応が取られている統計を正しく理解し、適正に利用してもらうためには、調査結果の公表の際に、特別の対応の具体的な内容の情報を提供することが必要であると考える。

(2) また、統計調査の一時的な中止等による公表の中止や特別処理の検討のための公表期日の延期などを行う場合は、統計の公表を待ち受けている利用者がいることを想定すれば、本来の公表期日以前に変更を行う措置等について可能な限り早期に周知することが求められる。しかしながら、行政機関は、可能な限り本来の公表期日を守るための努力をギリギリまで行うことも勘案し、公表期日の変更を行う措置についての情報は、可能な限り本来設定していた公表期日の1週間前までに周知することが適当であると考える。

さらに、公表期日を変更した場合、又は変更しない場合の双方において、調査や集計において非常時の対応の影響があるとの前提で公表を行う必要があることから、可能な限り確実に統計を公表する公表期日の1週間前までに、①確実に公表を行う公表期日（延期等により公表期日を明示していない場合）、②本震災に伴う特別の対応の有無、などの情報を各府省ホームページに掲載するとともに、「東日本大震災の影響による〇〇省〇〇調査結果の公表・集計の取扱いについて」等としてe-Statの「各府省からのお知らせ」に掲載することが適当であると考える。

3. 周知事項（調査結果と併せて公表する事項）

本震災における特別の対応の具体的な内容として以下の事項について周知することが想定される。

ア) 調査対象から被災地域を除外する等の特別措置（調査対象の範囲の変更）

イ) 調査対象数等の特別措置（報告を求める者の変更）

ウ) 調査期日又は調査期間の特別措置（報告を求める基準となる期日又は期間の変更）

エ) 調査方法の特別措置（報告を求めるために用いる方法の変更）

オ) 集計事項及び集計方法の特別措置

（一部集計表の未作成、除外した地域を推計して全国結果を算出等）

※ 集計方法の変更は、例えば、被災地域を調査対象から除外したことや被災地域における回収率の著しい低下等により、①被災地以外の全国の平均や伸び率等の結果を使用して、これを災害地域の平均や伸び率等の推計値とし、それを元に全国の推計を行う、②被災地域を除く全国の結果とするなど、集計における特別措置の概要を公表することを想定している。

カ) 公表した結果の位置付けの特別措置

※ 本来は確報値のみの公表を行うところ、一部統計表について速報値を公表し、後に確報値を公表することに変更する場合などは、その内容を公表することを想定している。

4. 記録の保存

各府省における本震災への対応状況は可能な限り記録し保存することが必要であると考える。

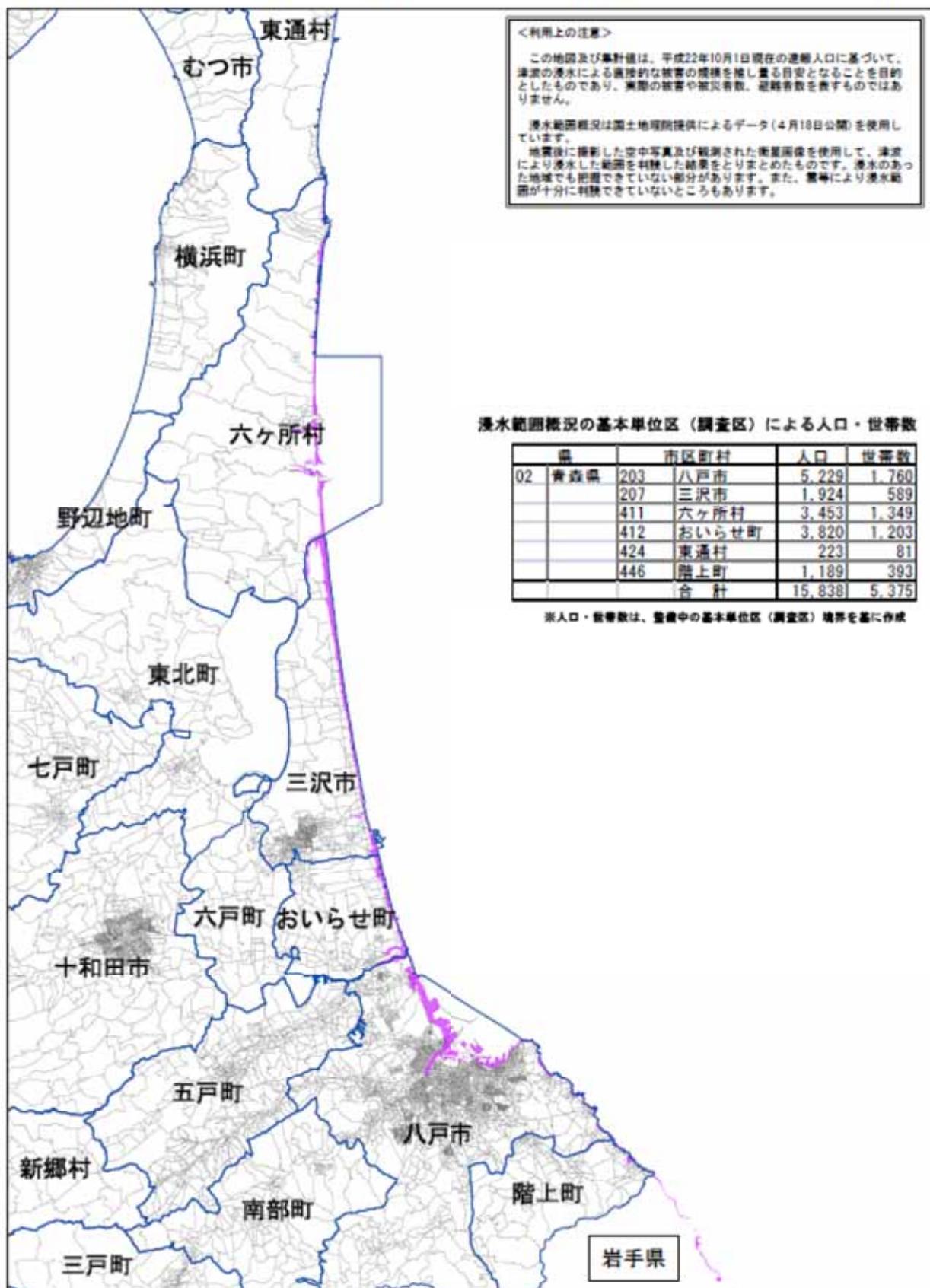
5. その他の留意事項

上記の他、可能な範囲で以下の情報を提供することが望ましい。

- (1) 全国の結果から一部地域を除外した場合、一定の過去の期間について同様の地域を除外した結果（遡及情報の提供）
- (2) 一部地域の結果を何らかの情報で推計を行った場合、当該推計を行った時に想定される影響（例えば、災害発生前の情報で当てはめた場合の結果の差異等）
- (3) 回収率が著しく低下した地域がある場合、当該地域の回収率の変化

東日本大震災の被災に係る地図情報の提供

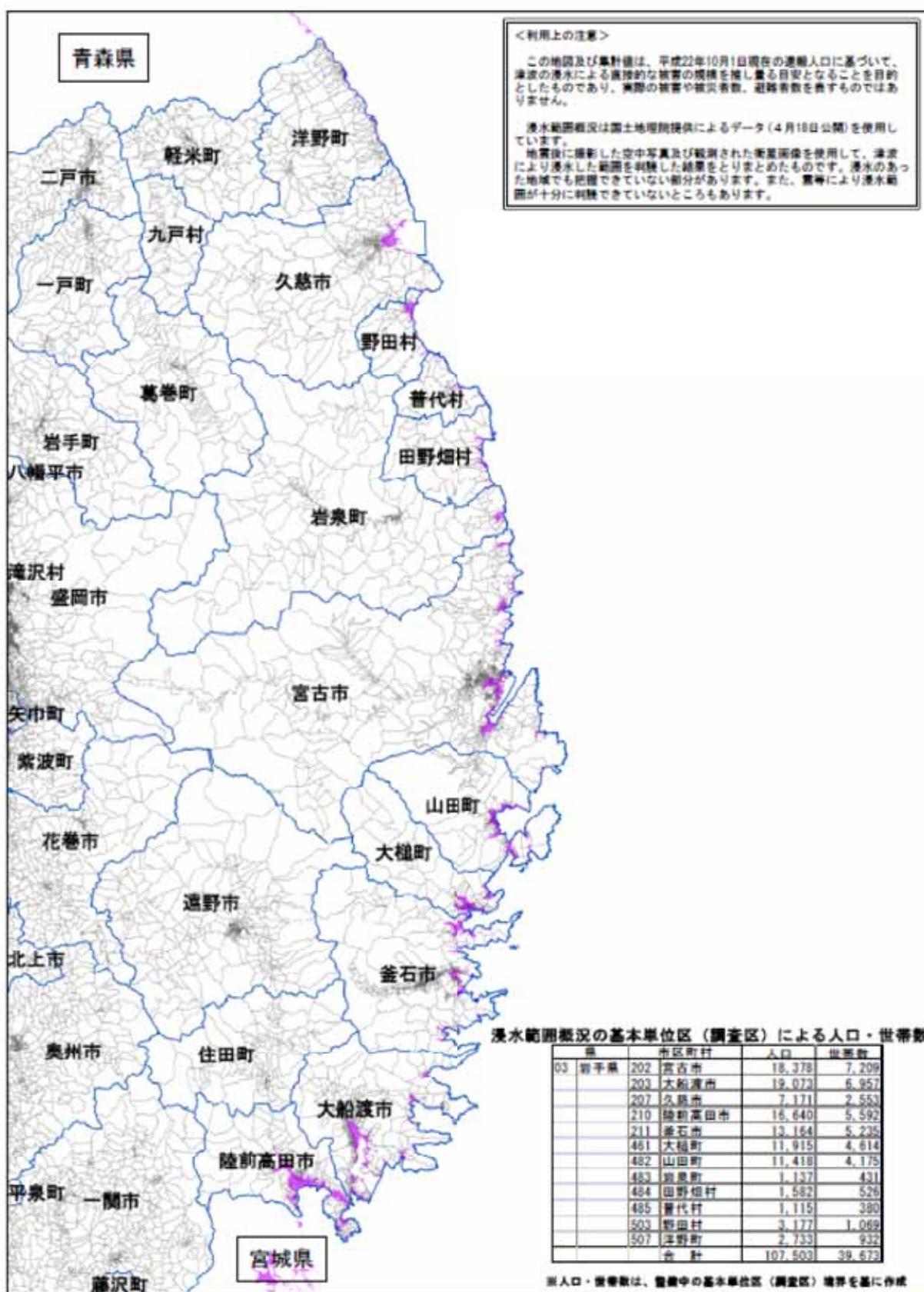
青森県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査（速報集計）

総務省統計局 統計調査部地理情報室

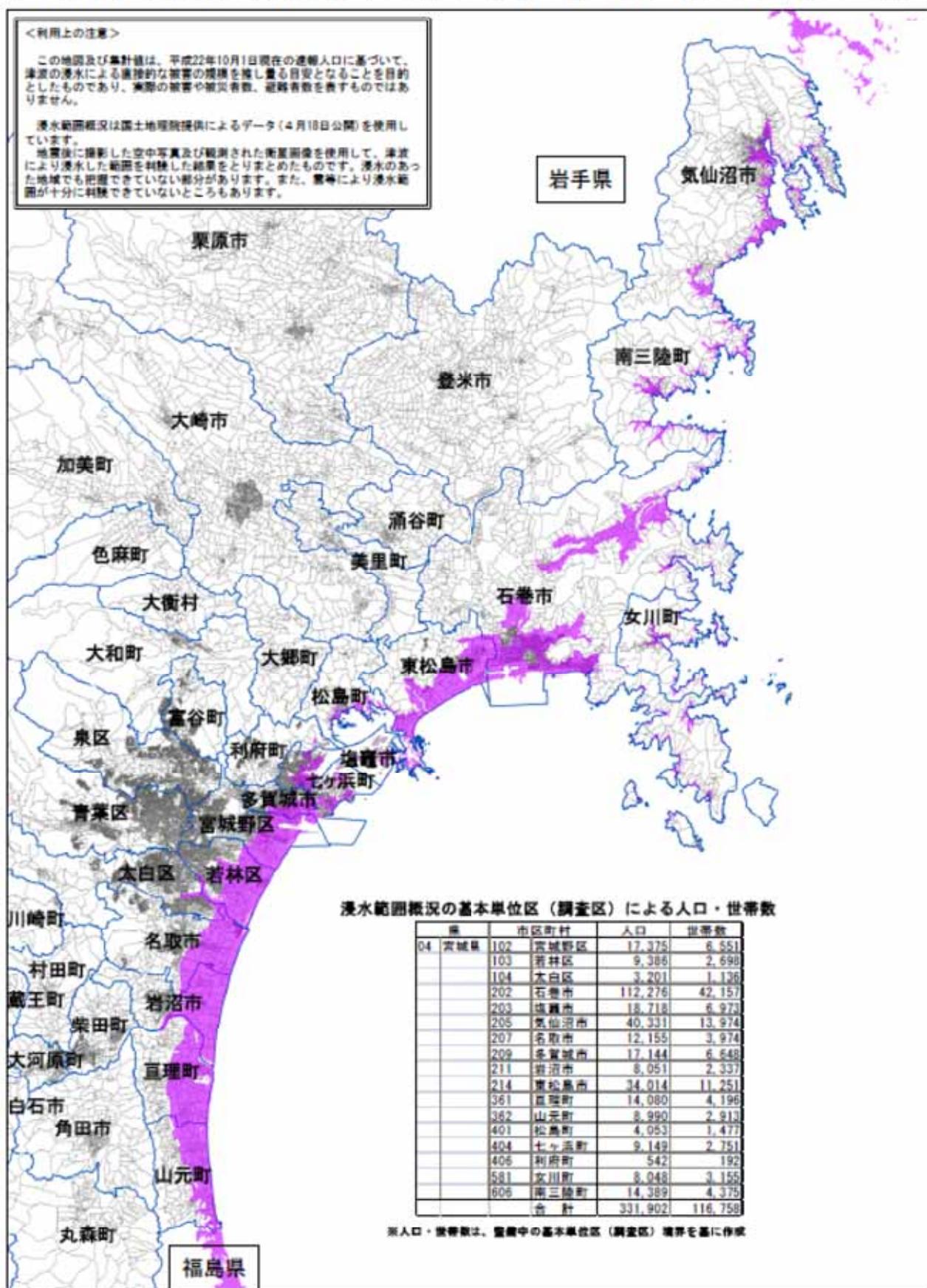
岩手県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査(速報集計)

総務省統計局 統計調査部地理情報室

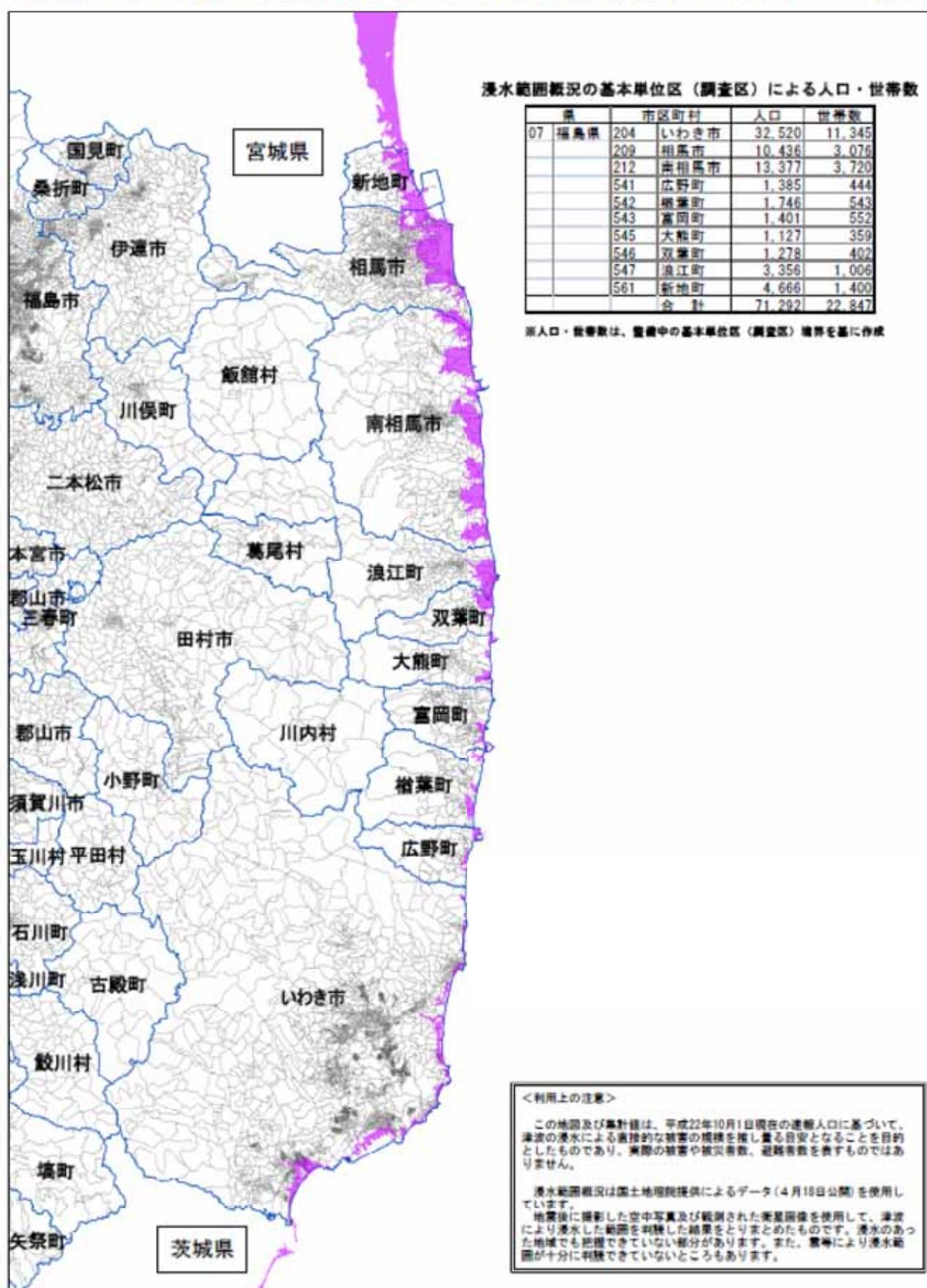
宮城県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査（速報集計）

総務省統計局 統計調査部地理情報室

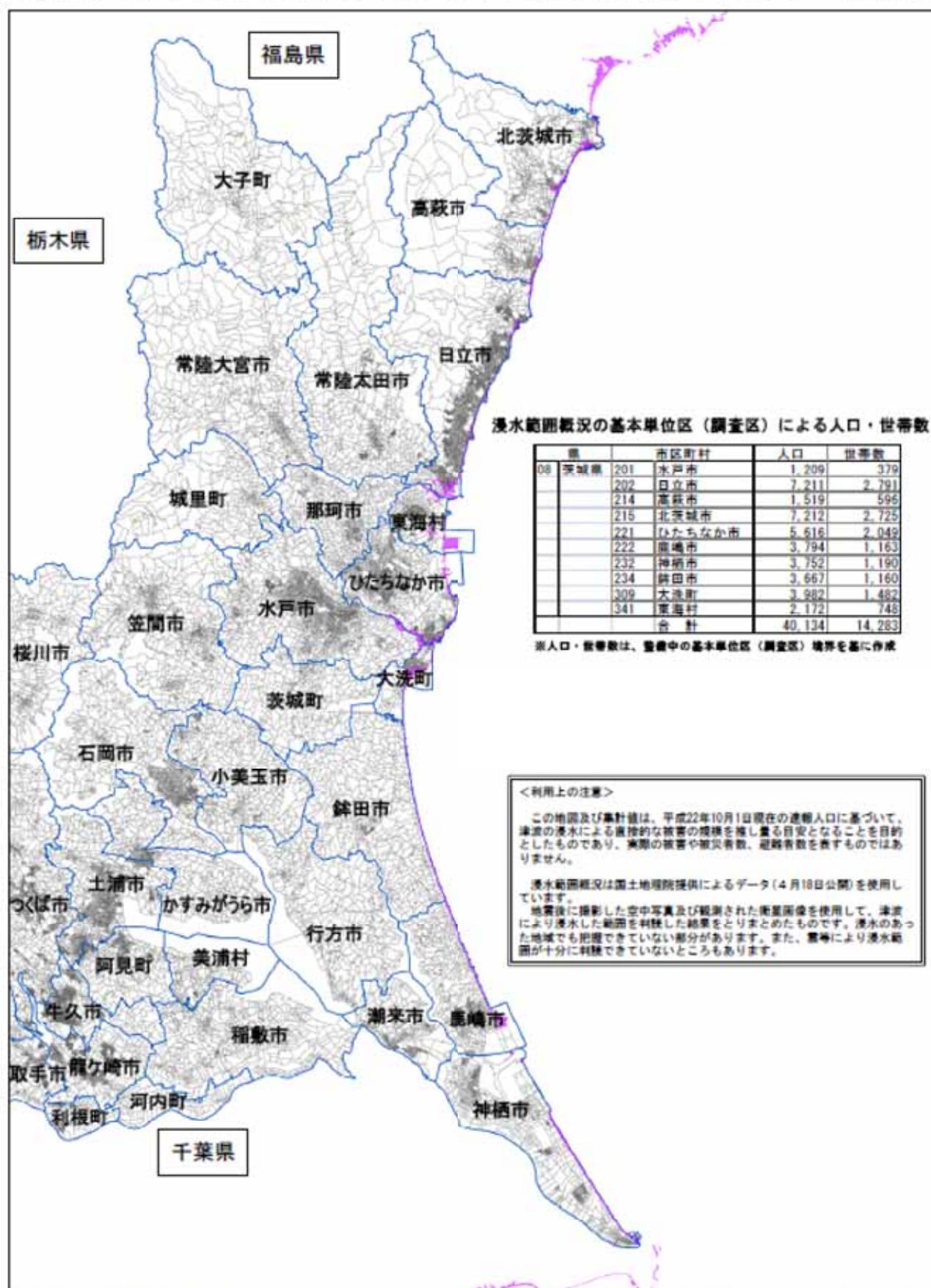
福島県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査（速報集計）

総務省統計局 統計調査部地理情報室

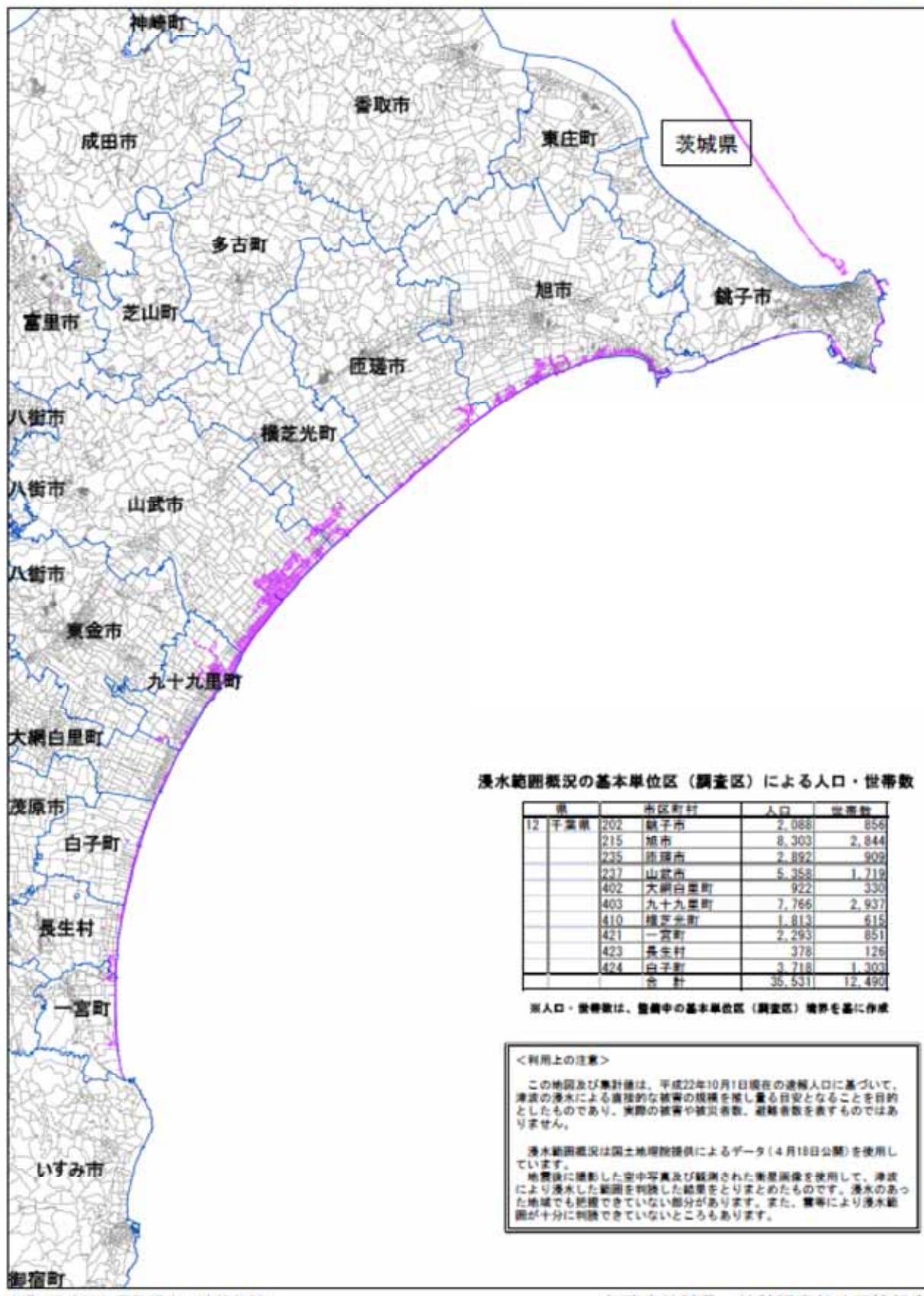
茨城県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査（速報集計）

総務省統計局 統計調査部地理情報室

千葉県の浸水範囲概況にかかる基本単位区(調査区)による人口・世帯数



出典 平成22年国勢調査（速報集計）

総務省統計局 統計調査部地理情報室

各府省等（統計関係）における 東日本大震災の対応状況

（第31回基本計画部会の参考2に同じ。）

基本計画の工程表及びプロジェクトチームの基本的考え方

平成 23 年 3 月 31 日

内閣府 経済社会総合研究所

1. 背景

- 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月閣議決定。以下、基本計画）の別表において、国民経済計算に関して 41 の課題が定められている。
- 基本計画の取組に関しては、統計委員会において取りまとめられた「平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」(22 年 9 月)において、新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関し、①工程表の策定、②プロジェクトチームによる対応の推進、の 2 点について意見が提示されたところ。

2. 基本的考え方

- 「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」の検討にあたっては、「基本計画」における「年次推計方法に関する課題」のみならず、「基準年次推計方法に関する課題」、「四半期推計に関する課題」、「統計リソースの確保及び有効活用」等の各課題が幅広く関係する。
- これらの各課題についての検討は、我が国の国民経済計算の今後の整備に関する方向性を踏まえたものとする。具体的には、以下の視点から検討を行う。

①新しい統計環境への適合

- ・経済センサス-活動調査の実施等産業関連統計の体系的整備について各省庁で検討が行われていることを踏まえ、国民経済計算と一次統計等との連携を強化するとともに、新たな一次統計等の下での推計方法を検討する。

②国際比較可能性の向上

- ・93SNA における未対応事項への取組や、2008SNA の導入に適切に対応し、国際比較可能性を向上させるための検討を行う。

③推計精度のより一層の向上

- ・供給・使用表の導入等の新たな推計手法の検討をはじめ、推計精度のより一層の向上のための検討を行う。

④提供データの充実等

- ・ユーザーの利便性向上の観点から、政府財政統計等従来は推計・公表をしていなかった事項の推計・公表に向けた検討を行う。

- 限られた時間やリソースの下で、多くの課題を計画的かつ効率的に検討していくために、基本計画における課題について、相互に関連する一定のまとまり（課題群）ごとに工程表を作成し、検討を着実に進める。（別添1）
- 検討体制については、統括的な責任を有する総括政策研究官（国民経済計算部担当）の下で、責任者を明確にし、国民経済計算部の各課職員（関係省庁及び民間企業からの出向者等を含む）と外部有識者が連携して検討を行うプロジェクトチームを編成することとする。（別添2）
- 一次統計等については、基本計画において内閣府が検討を行うこととされた事項について、現時点での主な課題等を包括的に示すとともに、各種の検討を行うなかで一次統計等との連携の必要が生じた事項については、その都度密接に連携をはかることとする。（別添3）

3. 課題群の設定

- 課題群については、基本計画における各個別課題の相互関連性を踏まえ、11のグループに分類する。
- 工程表においては、「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」に直接的に関係する5つの課題群である
 - ・コモディティ・フロー法の拡充（課題群A）
 - ・経済センサス一活動調査への対応（課題群B）
 - ・三面推計による精度向上（課題群C）
 - ・供給・使用表による精度向上（課題群D）
 - ・2008SNAの導入等（課題群E）
- について具体的な検討スケジュールを明らかにする。
- 新しい推計システムの確立にあたっては、情報システムの改善も合わせて推進しながら、データベースの共有化やマニュアルの整備等を通じた推計作業の操作性、柔軟性及び透明性の向上を図る。
- また、一次統計との連携等、その検討結果が「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」に間接的に反映されるその他の課題群（a～f）についても、同様の工程表を作成し、「基本計画」に基づいた取組を着実に実施していく。

「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」にかかる課題群

○直接的に関係する課題群

- A) コモ法、デフレーター等の現行推計の見直し（課題【14】【16】【18】）
- B) 経済センサス-活動調査(28年予定)等に適合した年次推計の確立（課題【1】【2】【23】【24】）
- C) 三面推計の実現による精度向上（課題【13】【25】【29】）
- D) 供給・使用表の導入による精度向上（課題【9】【11】【12】【15】）
- E) 93SNA の未対応事項や、2008SNAへの対応（課題【7】【8】【10】【34】）

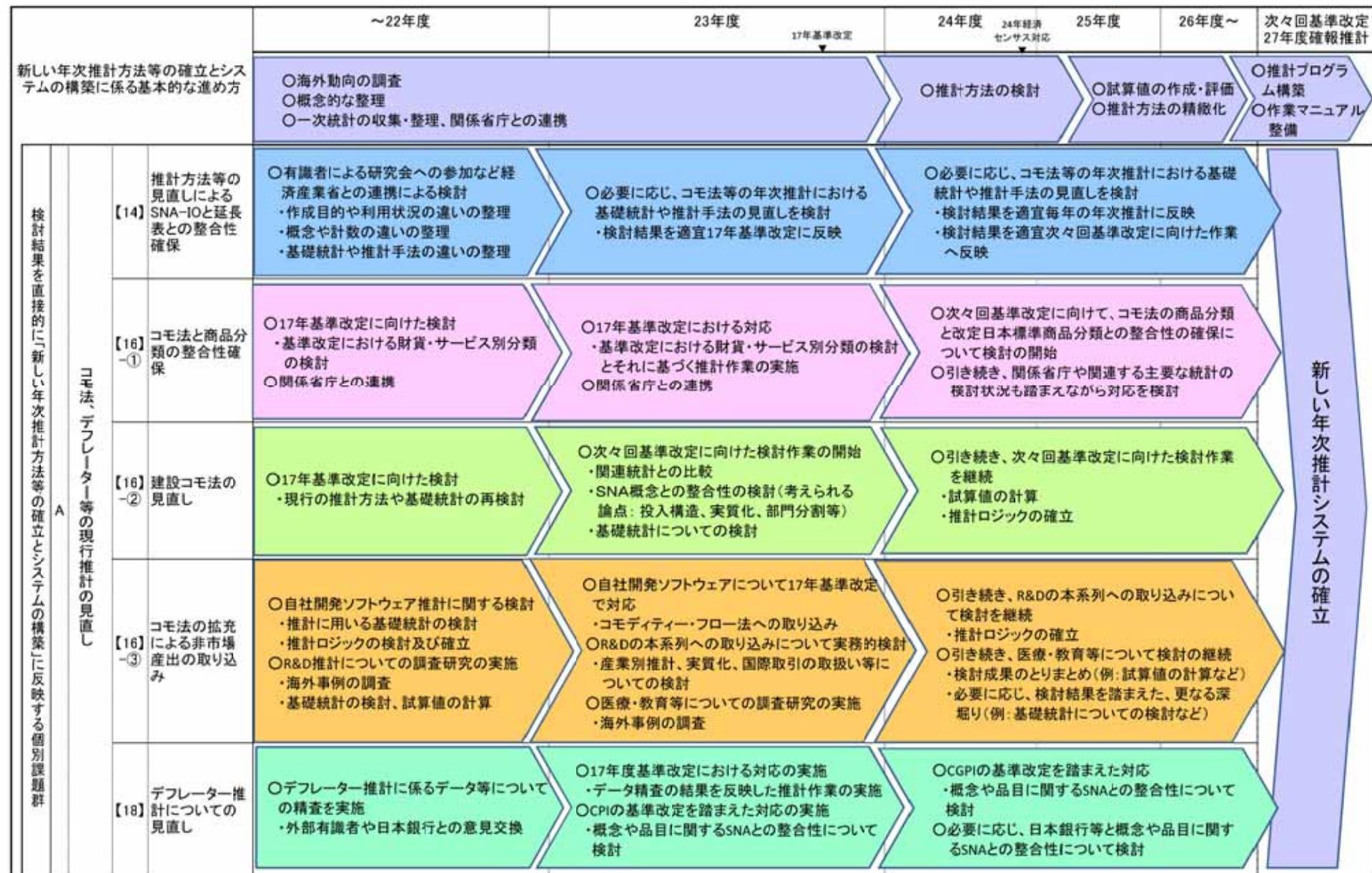
○検討結果が間接的に反映される課題群

- a) 情報システムの改善（課題【40】【41】）
- b) 国際基準への準拠のうち優先度の高い事項等（課題【3】～【6】）
- c) 四半期推計の諸課題（課題【19】～【22】【25】【28】【29】）
- d) 一次統計との連携（課題【2】【17】【26】【27】）
- e) 財政統計の整備（課題【30】～【32】）
- f) ストック統計の整備（課題【33】【35】～【39】）

(注)課題番号は参考資料（基本計画の抜粋）に対応。一つの課題が別々の課題群に属する場合がある。

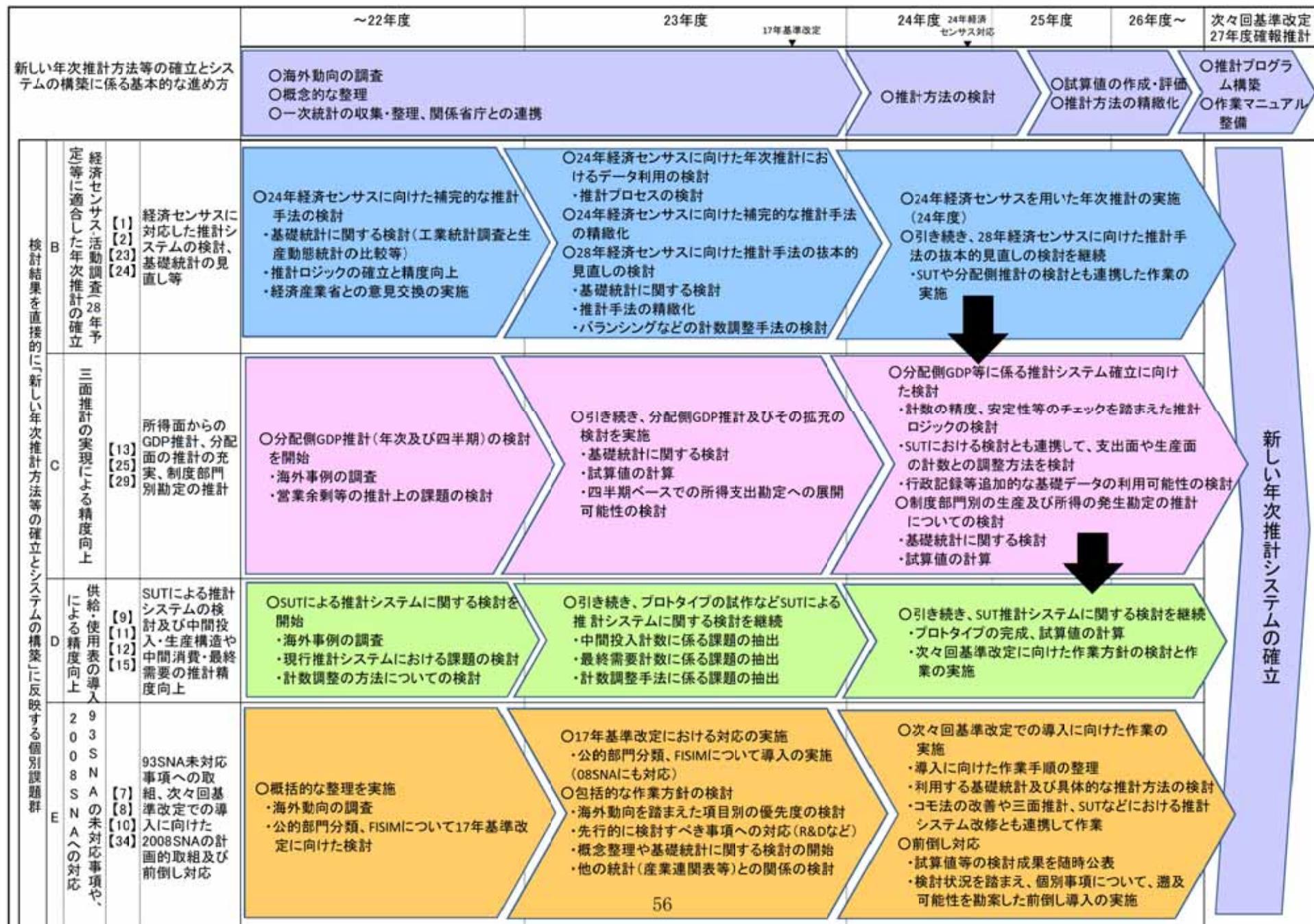
新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表（その1）

別添1



新しい年次推計システムの確立

新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表（その2）



新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表（その3）

※→ は既に検討に着手した事項、➡ は今後検討を開始する事項

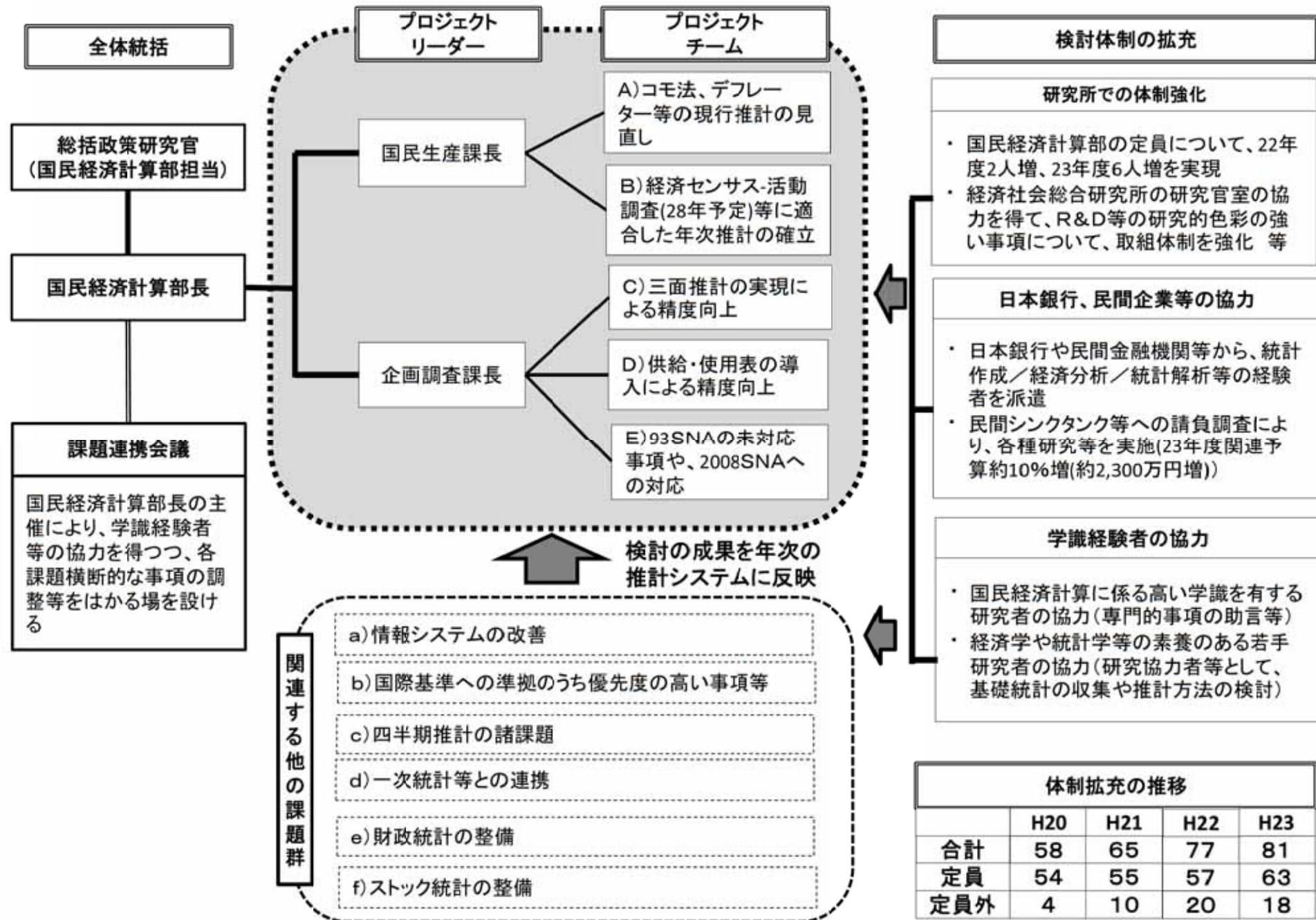
		～22年度	23年度 17年基準改定	24年度 24年経済センサス対応	25年度	26年度～	次々回基準改定 27年度確報推計
検討結果を間接的に「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築」に反映する個別課題群	a 情報システムの改善 (課題【40】、【41】)	マルチ・サーバへの移行			・情報システムの改善を進め、新しい年次推計方法等の確立のための基盤を構築 ・具体的には、政府全体の「電子政府構築計画」に基づき内閣府が策定した、業務・システム最適化計画に基づいて取り組む		
	b 國際基準への準拠のうち優先度の高い事項等 (課題【3】～【6】)		以下のことについて17年基準改定で対応予定 ・固定資本減耗の時価評価の導入 ・FISIMの本体系への移行	・公的部門分類の見直し ・自社開発ソフトウェアの固定資本への計上			
	c 四半期推計の諸課題 (課題【19】～【22】、【25】、【28】、【29】)	・リビジョン・スタディの実施 ・季節調整法改善 ・四半期分割法変更 ・誤差処理の導入		・生産面及び分配面からの四半期推計の検討			
	d 一次統計等との連携 (課題【2】、【17】、【26】、【27】)		以下のことについて結論を得る ・サービスの中間投入構造の把握 ・流通在庫などの在庫 ・個人企業 ・生産性指標関係	・公共事業予算の執行状況の基礎統計の整備の検討 ・商品別配分比率 ・企業と事業所の変換	・政府最終消費(雇用者報酬)の基礎統計の整備の検討		
	e 財政統計の整備 (課題【30】～【32】)		以下のことについて17年基準改定で対応予定 ・政府財政統計の拡充(付表の追加)		・資本ストック等の未推計項目について、関係府省等と協力して検討		
	f ストック統計の整備 (課題【33】、【35】～【39】)		以下のことについて17年基準改定で対応予定 ・恒久棚卸法の導入 ・時系列「固定資本ストックマトリクス」等の開発 ・「投資・除却調査」による投資の詳細把握 ・「投資・除却調査」や民間データ等による資産別経年プロファイルの推計		次々回基準改定までに以下の事項を検討 ・恒久棚卸法と国交省「建築物ストック統計」の相互の精度検証 ・国富調査による既取得資産の設備投資調査のニーズ調査 ・企業と事業所の変換のための基礎統計の検討		

検討成果を新しい年次推計システムに反映

・推計プログ
ラム構築
・作業マニュ
アルの整備

新しい年次推計等の確立とシステムの構築に関する検討体制(プロジェクトチーム等)

別添2



国民経済計算における一次統計等の課題

1. 基本的な考え方

基本計画において掲げられている一次統計等の課題について、国民経済計算における位置づけを明確化するとともに、既存の一次統計等の概要と課題を明確化した。

今後、国民経済計算と一次統計等の連携を強化し、具体的な整備の在り方についてさらに検討を行う。特に、四半期別GDP速報に大きな影響を与える流通在庫等の在庫に関する一次統計について、重点的に取り組む。

2. GDPの精度向上に資する一次統計等の課題

(1) 流通在庫等の在庫に関する一次統計等

①国民経済計算推計における位置づけ

- 流通在庫をはじめとする在庫品純増は、長期的なGDPの水準に与える影響は必ずしも大きくない。
- しかし、在庫品純増は短期間での変動が大きいため、四半期別GDP推計において極めて重要な位置を占める。例えば、在庫の変動幅の大きさ(※)は、GDPの変動幅の大きさの約4割である(流通在庫では約2割)。
※ 四半期実質季節調整系列の前期差の絶対値平均(94年Q1～2010年Q4)

②既存の一次統計等の概要と課題

- 現在、四半期及び年次の流通在庫の推計に活用している「商業動態統計調査(商品手持額関係)」の概要は以下のとおりである。
 - ・卸売については大規模事業所のみ対象
 - ・小売については百貨店・スーパーのみ対象
 - ・速報では品目別情報が得られず総計のみ公表。確報では卸売は18分類、小売は3分類。
- 「法人企業統計(季報)」は、仕掛品在庫及び原材料在庫の四半期推計を利用している。流通在庫に関するデータ(流通業における棚卸資産)も公表されているが、以下の点から利用していない。
 - ・公表日が当該四半期終了の約2ヶ月後
 - ・品目別情報が得られない
 - ・企業統計であり、経済活動別のデータが得られない

(2) 公的部門(公共事業の執行状況、政府消費に関する基礎統計)

①国民経済計算推計における位置づけ

- 公的部門（政府最終消費支出、公的固定資本形成）は、GDPの構成比の約4分の1を占める重要な部門であるが、公的固定資本形成等において速報と確報の間で相当程度の改定幅が生じている。
- 公的部門の四半期速報推計においては、標本調査や予算書等を利用して推計を行っている（※）。一方、確報推計では決算データ等を活用して推計しており、両者の間にカバレッジの相違等が存在する。

※公的固定資本形成の四半期推計については現在、標本調査である建設工事受注動態統計等から進捗転換した建設総合統計等を利用している。また、政府最終消費支出については、予算書及び、都道府県及び政令指定都市の予算の補正状況等に関する地方公共団体消費状況等調査等を利用している。

②既存の一次統計等の概要と課題

- 現在、中央政府の四半期速報推計に活用できる詳細な決算データは存在しない。
- 地方政府については、予算の補正状況を調査する「地方公共団体消費状況等調査」があるが、現在、四半期速報推計で利用可能な決算データは存在しない。

（3）コモ法における商品別配分比率の推計のための一次統計等

①国民経済計算推計における位置づけ

- コモ法（コモディティ・フロー法）では、まず、国民経済計算の支出側推計において、各商品の生産、輸出入、在庫品純増等を把握して「国内総供給」を推計する。その後、この各商品の「国内総供給」に消費、投資などの需要項目別配分比率を乗じることで推計を行っている。
- このように商品別配分比率は極めて重要であるため、我が国のコモ法では、できる限り安定的な配分比率が得られるよう約2,000品目という詳細な分類で設定している。

②既存の一次統計等の概要と課題

- 近年、経済社会構造は急速に変化しているが、商品別の配分比率の時系列推移を適切に把握するのは極めて困難である。
- 商品別の配分比率の設定については、原則5年ごとに得られる産業連関表（基本表）がベースとなっている。
- 産業連関表においても、商品の産出先のより適切な把握は課題の一つとなっており、現在、総務省を中心に関係府省で「産出先調査」の24年度の実施に向けた検討が行われている。

3. 国民経済計算全体の充実・精緻化に資する一次統計等の課題

（1）個人企業の活動把握などに資する一次統計等

①国民経済計算推計における位置づけ

- 個人企業の生産活動を把握することは、国民経済計算における基本的な概念である「制度部門」別により適切な計数を得るうえで重要。
- 93 SNAにおいて「制度部門別の生産勘定」や「制度部門別と産業別のクロス分類」の作成が勧告されており、基本計画においても検討課題となっている。

②既存の一次統計等の概要と課題

- 我が国において制度部門分割を行うに当たっては、家計部門の生産活動等に関する一次統計等の不足が、最も大きな課題となっている。
- 個人企業の活動を把握する有力な統計調査に「個人企業経済調査」があるが、調査標本数が約4,000にとどまっている。

(2) 企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方

①国民経済計算推計における位置づけ

- 国民経済計算においては経済活動別（事業所単位）の情報が重要であるが、法人企業統計等の企業統計からは事業所単位の情報が把握できない。近年サービス産業を中心に、一つの企業が多様な事業活動を行う事例が増加しており、企業統計からは経済活動別の情報の把握が困難。
- このため、企業統計の各種データを、事業所単位に変換するコンバーターが得られれば、国民経済計算における経済活動別の各種計数の精度向上に資する可能性がある。

②既存の一次統計等の概要と課題

- 現在、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターは存在しない。
- コンバーターの開発には、「設備投資」「在庫投資」等の項目毎に、各企業と各事業所間の関係性を解明する必要があるが、これには総務省を中心に検討が行われているビジネスレジスターの整備・充実が有益となる可能性。

(3) 労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた一次統計等

①国民経済計算推計における位置づけ

- 近年、社会経済構造の変化に伴い、生産性統計に対するニーズが高まっており、各国等においても、SNAと整合する形での整備が進められている。
- 生産性統計整備の検討にあたっては、まずは比較的容易なマクロの労働生産性の計測から始め、その後、全要素生産性の計測や、産業別推計・四半期推計等よりデータ制約が強く高度な推計手法が求められるものへと移行していくことが望ましい。

②既存の一次統計等の概要と課題

- まずは、マクロの労働生産性を計測するため、基礎統計が不足している就業者ベースでの労働投入（労働時間）の把握が課題。
- 次のステップとしては、人的資本を反映させた生産性計測において、質を考慮した労働投入を把握するため、属性別（学歴、勤続年数、年齢、性別、職種、職階等）の労働投入データが必要となる。
- また、ストックのデータの整備については現在、内閣府が恒久棚卸法の導入に向け作業を進めているが、全要素生産性等の検討に向けてはさらに純ストックを資本サービスに転換するために追加的なデータが必要となる。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月閣議決定）別表
(国民経済計算関係部分抜粋)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計体系の根幹となる「基幹統計」の整備			
【1】 (3) 国勢統計、国民経済計算、経済構造統計の重要性	○ 平成28年に予定されている経済センサス - 活動調査の実施までに、関係府省は、経済構造統計を軸とした産業関連統計の体系的整備に取り組む。その際、各種一次統計と国民経済計算の整合性に十分留意するとともに、特に内閣府は体系に適合した国民経済計算の年次推計方法を確立する。	関係府省	平成21年度から検討する。
【2】 2 統計相互の整合性及び国際比較可能性の確保・向上に関する事項 (1) 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化 ア 推計枠組みに関する諸課題	○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）並びに一次統計の各作成部局の間で連携を図り、必要な検討・調整等を行う。第三者機関による検討としては、統計委員会国民経済計算部会の下に産業連関表に関する検討の場を設け、国民経済計算や他の一次統計に関する調査審議と連携しながら、産業連関表に関して基本計画に盛り込まれた事項をフォローアップするための調査審議を行う。 ○ 固定資本減耗の時価評価（現在は簿価評価）について、改定される純資本ストックと整合性を保ちながら、少なくとも大分類、製造業は中分類程度での推計値を得る。産業連関表（基本表）においても、その推計値に基づき導入を行う。	内閣府、 産業連関表（基本表）作成 府省庁、 一次統計 作成府省	平成21年度から検討する。
【3】	○ 現在は参考系列になっているFISMについて、精度検証のための検討を行い本	内閣府	国民経済計算は次の平成17年基準改定(以下「平成17年基準改定」という。)時、 産業連関表（基本表）は次回作成時の実施を目指す。
【4】			平成17年基準改定時に

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
【5】	<p>系列へ移行する。なお、四半期推計への導入については、検討結果によっては、本系列への移行後においても、FISM導入による影響を明記することや、その影響を分離した系列を合わせて公表するなど、利用者に対する十分な説明を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自社開発ソフトウェアの固定資本としての計上について、諸外国と比較可能な計数の開発を行う。 ○ 一回だけ産出物を生産する育成資産の仕掛け品在庫について、概念的な課題が指摘されている現行推計の改定を行う。 		移行する。
【6】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的部門の分類について、総務省を始め関係府省等の協力を得て、93SNAの改定で示された判断基準に即して格付けを見直すとともに、統一化を図る。 	内閣府、 産業連関 表（基本 表）作成 府省庁	国民経済計 算は平成17 年基準改定 時、産業連関 表（基本表） は次回作成 時に実施す る。
【7】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の構築に向けて、基準年次推計の基準となる使用表、その付加価値部門、あるいは関連する付帯表（固定資本マトリックス）など、列部門を制度部門・産業部門のクロス分類として作成することの課題を検討する。 	内閣府	平成17年基 準改定の次 の基準改定 (以下「次々 回基準改定」 という。) 時 における導 入を目指す。
【8】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 93SNAの改定について可能な限り早期に対応する。 	内閣府	次々回基準 改定を待た ずとも、可 能なものか ら年次推計に おいて対応 する。
【9】	<p>イ 基準年次推計に関する諸</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民経済計算及び産業連関表（基本表）について、詳細な供給・使用表とX表（商品×商品表）からなる体系（SUT(Supply 	内閣府、 産業連関 表（基本 表）	平成21年度 から検討す る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
課題	-Use Tables) / IOT (Input-Output Tables)) に移行することについて検討する。	表) 作成 府省庁	
【10】	○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを再検討するとともに、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成に向けて検討する。	内閣府、 産業連関 表（基本 表）作成 府省庁、 一次統計 作成府省	国民経済計 算は次々回 基準改定に、 産業連関表 (基本表)は 次回作成に 間に合うよ う検討する。
【11】	○ 生産構造及び中間投入構造をより正確に把握する方法について検討し、把握に当たっては、報告者の負担が増大しないよう、米国経済センサスも参考にしつつ、産業別に調査票を設計する。また、産業・商品（生産物）分類体系及び経済センサスとの連携の下で、産業連関表（基本表）及び供給・使用表の作表における精度向上を図る。	総務省、 経済産業 省、内閣 府、産業 連関表 (基本 表)作成 府省庁	平成21年度 から検討す る。
【12】	○ 年次SUT/IOTの下で、支出面及び生産面からの測定値の調整・検討を行うことができるよう、その枠組みを構築する。	内閣府	次々回基準 改定までに 導入する。
【13】	○ 制度部門別生産勘定及び所得の発生勘定の作成とともに所得面からの推計によるGDPを開発し、支出、生産及び所得の三面からの推計による精度検証を行う。	内閣府	次々回基準 改定におけ る導入を目 指す。
【14】	○ 国民経済計算の年次産業連関表と産業連関表（延長表）について、産業・商品（生産物）分類における統合の検討とともに、国内生産額、最終需要など共通項目部分に関する測定方法や基礎統計の差異の検討を行った上で、整合性の確保を行う。次々回基準改定以降も更なる整合性確保に向けた検討を継続する。	内閣府、 経済産業 省	次々回基準 改定までに 段階的検討 を行う。
【15】	○ コモ法における商品の需要先への配分は、建設部門向け中間消費、その他部門向け中間消費、家計消費、固定資本形成に限られている。その他部門向け中間消費は、	内閣府	平成17年基 準改定時か ら段階的に 導入し、次々

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
【16】	<p>現在、集計ベクトルにより単純化されているが、産業別生産額や中間投入の変動を反映することにより、中間消費構造の変化と連動できるようにする。また、最終需要項目についても、人的推計法（需要側）と物的接近法（供給側）を有効に組み合わせることにより、費目及び部門の様々な情報を反映させ、精度向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コモ法の商品分類は、今後改定が予定される日本標準商品分類との整合性の確保を図る。建設部門を特別に取り扱う必要はもはや見出せないことから、いわゆる建設コモを廃止し、コモ法における一つの商品としてそれぞれの建設部門の産出額を推計する方法を構築する。現在、市場生産活動の生産物のみとなっているコモ法の推計対象を、非市場産出まで拡張する。 		回基準改定時までに実施する。
【17】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省等の協力を得て、月次のサービス産業動向調査ではとらえきれない中間投入構造などのより詳細な経理項目の把握に資する基礎統計の整備、流通在庫など在庫推計のための基礎統計の整備、コモ法における商品別配分比率の推計のための基礎統計の整備、個人企業の活動把握などに資する基礎統計の整備、企業統計を事業所単位に変換するコンバーターの在り方、労働生産性及び全要素生産性指標の整備に向けた基礎統計の課題などについて、具体的な結論を得る。 	内閣府	平成17年基準改定時から段階的に導入し、次々回基準改定時までに実施する。
【18】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省等の協力を得て、デフレーターとして本来必要とする価格（生産者価格、基本価格、購入者価格等）の概念と、利用する価格指数の概念について整合性を検討し、また、長期遡及推計についても検討する。 	内閣府	平成21年度から検討する。
【19】	<p>エ 四半期推計に関する諸課</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民経済計算の改定要因を実証的に詳細に分析する、いわゆる「リビジョンスタディ」を早急に実施して、改定幅の大きさの 	内閣府	平成21年度に実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
【20】 題	<p>評価やその原因究明を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省等の協力を得て、季節調整の手法と年次計数の四半期分割方法について、様々な手法の長所及び短所を検討する。 	内閣府	平成22年度末まで1年から2年程度かけて望ましい手法について結論を得る。
【21】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 四半期推計に用いる一次統計（家計調査、四半期別法人企業統計等）には、標本替え等に伴う計数の振れがあり、これが四半期推計の振れをもたらしている一因とみられる。関係府省等の協力を得て、一次統計の誤差の処理について検討し、可能なものから実施する。 	内閣府	平成21年度に検討する。
【22】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 四半期推計を利用する基礎統計の最適な選択（需要側推計値と供給側推計値を統合する際のウェイトの選択を含む。）について検討する。 	内閣府	平成21年度に検討する。
【23】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係府省等の協力を得て、長期的な取組として、四半期推計と年次推計の推計方式を総合的に検討し、最適な推計システムを定めることを検討する。具体的には、①四半期推計と年次推計に用いる基礎統計間の関係の整理（工業統計調査と経済産業省生産動態統計のかい離縮小等）、②基礎統計の定義・概念と国民経済計算における定義・概念との対応の整理、③基礎統計の拡充、④行政記録情報の活用等の課題について検討する。 	内閣府	平成21年度から順次検討する。
【24】	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内閣府は、四半期推計で用いている経済産業省生産動態統計の使用方法を再検討する。また、経済産業省は、経済産業省生産動態統計と工業統計調査を結合した、より詳細なデータの提供など、推計の高度化に資する協力を行う。 	内閣府、経済産業省	平成21年度に実施する。
【25】	<ul style="list-style-type: none"> ○ ①四半期推計で提供される情報の充実（分配面の情報の充実等）、②長期時系列計 	内閣府	平成21年度から検討す

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
【26】	数の提供等利用者の要望が多い点について、検討を開始する。 ○ 公共事業予算の執行状況に関する統計について、「中央政府」だけでなく「地方政府」分も含めた整備を検討する。		る。 財務省、総務省、内閣府 平成25年度までに結論を得る。
【27】	○ 政府最終消費の中の雇用者報酬を推計するため、四半期別の公務員数、賃金の情報が必要である。「中央政府」分については、内閣府が関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用による把握を検討する。「地方政府」分の把握については、内閣府が関係府省の協力を得て検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
【28】	○ 生産面からの四半期推計を検討するとともに、当面は、四半期推計を行うためにより有用な基礎情報をどのように確保するかについて、サービス産業動向調査を中心として検討する。	内閣府	平成22年以降、順次検討する。
【29】	○ 関係府省等の協力を得て、行政記録情報の活用等によって、雇用者報酬以外の分配面からの四半期推計を行うことを検討する。	内閣府	平成25年度までに結論を得る。
【30】	(5) 財政統計の整備 ○ 政府財政統計について、総務省始め関係府省等の協力を得て、主要項目の推計及び公表に取り組む。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。
【31】	○ 資本ストック、金融勘定で未推計となっている項目について、関係府省等の協力を得つつ、推計方法等を検討し、推計及び公表することについて結論を得る。	内閣府	平成25年度までを目途に実施する。
【32】	○ 総務省始め関係府省等の協力を得て、「中央政府」の項目については、現在の国民経済計算推計作業で収集しているデータをCOFOG（政府支出の機能別分類）の2桁分類に分類し、「地方政府」の項目については、地方財政状況調査の分類と対応が取れる項目の整備や、対応が取れない項目の推計方法について検討し、COFOGの2桁分類による政府支出推計を行う。	内閣府	平成17年基準改定時を目途に実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
【33】	(6) ストック統計の整備 ○ 恒久棚卸法を中心とする標準的な手法によってフロー（投資）量と整合的なストック量の測定を行う。その体系的整備として、行部門に詳細な資産分類、列部門に制度部門別産業別分類を持つ、統一された方法論に基づく時系列「固定資本ストックマトリックス」及びそのための設備投資系列を体系的に描写する「固定資本マトリックス」の開発を実施する。また、これと整合的に固定資本減耗の改定も行う。	内閣府	平成17年基準改定時の導入を目指す。
【34】	○ 93SNAの改定に対応した資本サービス投入量を開発し導入する。	内閣府	次々回基準改定時に導入する。
【35】	○ 上記加工統計（注：国交省が整備する建築ストックの統計のこと）を基に物的接近法による金額評価の推計を行うとともに、恒久棚卸法と方法論的に共通する部分について整合性を確保し、その上で両推計法による値について相互の精度検証を行う。	内閣府	次々回基準改定時に実施する。
【36】	○ 固定資本マトリックスの基礎統計の整備のため、民間企業投資・除却調査（うち投資調査）において、資産別構造、自己所有資産における大規模修繕や改修など設備投資の構造についてより詳細な把握を行う。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
【37】	○ 生産的資本ストック及び純資本ストックの測定に不可欠な資産別経齢プロファイル（経齢的な効率性及び価格変化の分布）を推計するため、民間企業投資・除却調査（うち除却調査）の調査結果の蓄積、行政記録情報等や民間データなどの活用を含め調査研究を実施する。	内閣府	平成17年基準改定時に実施する。
【38】	○ 関係府省等の協力を得て、国富調査による既取得資産の（取得年別）設備投資調査に対する社会的ニーズの評価と実施の可能性に関して検討する。	内閣府	次々回基準改定時までに結論を得る。
【39】	○ 関係府省等の協力を得て、企業と事業所の変換、より直接的な活動分類への調査法など、資産取得主体としての経済活動を適	内閣府	次々回基準改定時までに結論を得

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	切に分類するための手法について検討する。		る。
【40】 2 統計リソースの確保及び有効活用	○ 国民経済計算について、3年間、研究者や中核的職員を集中的に投入し、情報源や指標の利用可能性の検討、推計方法の抜本的見直し、システム開発を行う。	内閣府	平成21年度から検討する。
【41】 5 その他 (2) 研究開発の推進（情報通信技術の利活用等）と学会等との連携強化	○ 経済産業省、日本銀行、大学、統計関連学会等の協力も得て、加工統計の処理のための共同研究体を形成し、国民経済計算等の加工統計の作成方法など、高度な情報通信技術の利活用による様々な加工統計作成や統計の高度利活用のための研究開発を推進する。	内閣府	平成21年度から実施する。

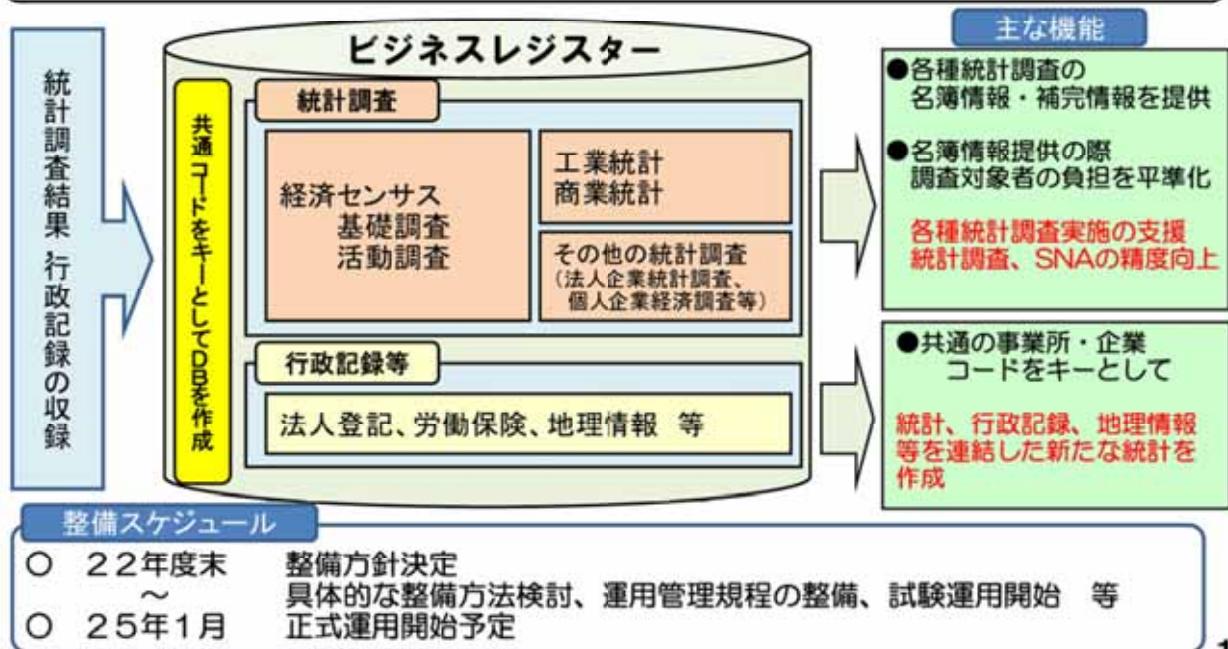


ビジネスレジスターについて

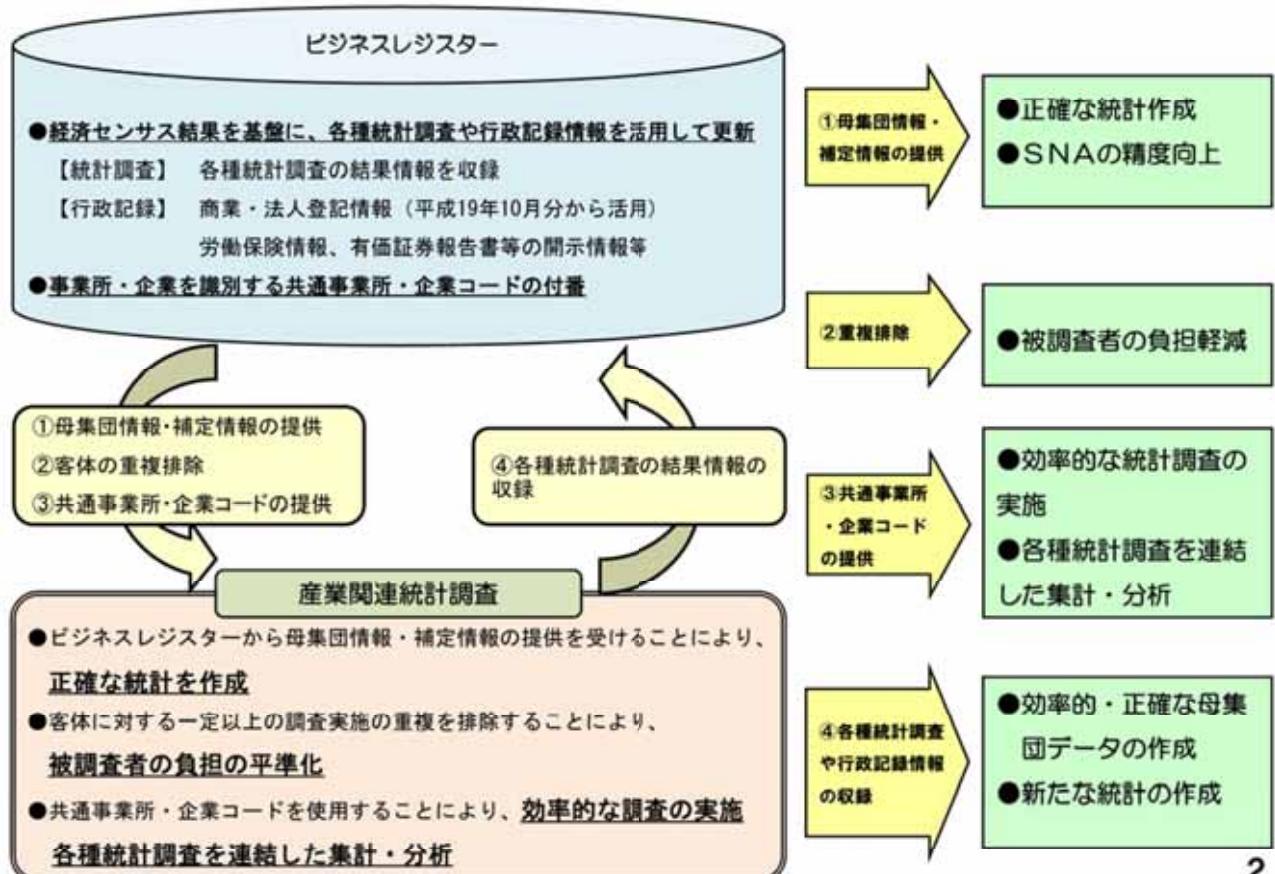
平成23年7月
総務省統計局

ビジネスレジスターについて

- 各種統計調査、行政記録を共通事業所・企業コードを基にデータベース化
主要国において、既に産業統計の基盤として整備・運用中
- ➡ 我が国でも新統計法第27条において、総務大臣が整備するDBとして新たに位置付け
昨年、統計委員会から総務大臣宛に、整備の推進について意見



ビジネスレジスターと産業関連統計の関係



2

我が国におけるビジネスレジスター整備に向けた動き

- 平成14年 事業所・企業データベースの運用開始
 - [事業所・企業統計調査（経済センサスの前身調査、5年に2回実施）のデータをデータベース化し、各種統計調査の名簿情報として提供]
- 平成19年5月 統計法改正
 - [ビジネスレジスターの整備を法律上規定]
- 平成21年3月 基本計画の策定
 - [政府方針としてビジネスレジスターの整備を明記
⇒行政記録（法人登記情報、労働保険情報等）の活用に向けた検討等]
- 平成22年9月 統計委員会からの意見
 - [ビジネスレジスターの整備の推進、共通事業所・企業コードの各府省における保持・利活用]
- 平成23年3月 ビジネスレジスターの整備方針の決定・各府省への通知

3

ビジネスレジスターの構築に向けた取組

【平成21、22年度】

○ 研究会の開催

平成21年度：諸外国のビジネスレジスターについての調査

平成22年度：プロトタイプシステムによる検証、整備方針の検討

○ 統計データの収録に向けた検討

・基盤データ：経済センサス - 基礎調査、活動調査

　工業、商業、法人企業統計等、各種調査の収録方法の検討

・優先的に収録すべき統計調査についての検討

○ 行政記録情報・民間情報の収録に向けた検討

・商業・法人登記情報については、21年度から先行収録中

・労働保険データ、有価証券報告書情報等の収録方法の検討

⇒ これらの検討結果等を踏まえ、我が国におけるビジネスレジスターの整備方針を策定し、総務大臣決定（22年度末）

4

ビジネスレジスターの整備方針について

整備方針のポイント

●ビジネスレジスターへの各種情報の収録

・統計調査の実施計画の収録

・調査対象名簿の収録・重複排除の実施

・主要な統計調査結果（産業別全数調査、大規模調査等）の時系列収録

・主要な行政記録情報（商業法人登記情報、労働保険情報等）の収録

・民間情報の活用、地理空間情報の収録について検討

●ビジネスレジスターから各府省に提供される情報

・統計関係業務支援機能の整備

・調査客体の母集団情報の提供

・統計調査の補完、検証用データの提供

・共通事業所・企業コードの提供

●共通事業所・企業コードの保持

各府省において、共通事業所・企業コードを保持し、調査・集計に活用

※下線は特に統計委員会から指摘を受けた事項

5

ビジネスレジスターの構築に向けた取組

【平成23年度】

- 各種統計調査結果や行政記録情報の照合・収録に向けた検証
 - [各種統計調査結果・行政記録情報等について、基盤情報との照合方法を確立し、データベースに収録するための検証を実施]
- 年次フレーム、レジスター統計の作成方法の検討
 - [収録された情報を基に、事業所・企業の基盤情報を更新し、年次でフレーム等を作成・提供するスキームの確立に向けた検討を実施]
- 運用管理規程の作成
 - [具体的なデータベースの運用について整理し、運用管理規程を整備]

【平成24年度】

- ビジネスレジスターの試験運用の実施（24年4月～）
- ビジネスレジスターの正式運用開始（25年1月～）

6

今後のビジネスレジスター整備のポイント

- 統計データ、行政記録等の照合・収録のためのリソースの確保
 - －整備の最大のポイントはデータベースと行政記録等の照合による、新設・廃業事業所の把握及び新設事業所の事業内容の確認業務これらを確実・正確に実施するための仕組み・体制の整備が必要
- 母集団フレームの年次提供
 - －ビジネスレジスターと経済センサスの実施・整備サイクルを連動させ、各種統計調査の基盤となる母集団フレームを年次で提供
- ビジネスレジスターの精度向上、利便性向上
 - －整備に有用な民間情報、地理情報等の活用に向けた検討 等
- データベースを基盤とする統計情報の効率的な整備に向けた検討
 - －レジスター統計の整備、効率的な重複排除・情報収集方法 等

7

總 統 基 第 50 号

平成23年3月25日

(別紙 送付先) 殿

總 務 大 臣



事業所母集団データベースの整備方針について（通知）

標記について、統計法（平成19年法律第53号）第27条第1項の規定に基づき別添のとおり事業所母集団データベースの整備方針を決定したので、通知します。

事業所母集団データベースの整備方針

平成 23 年 3 月 25 日
総務大臣決定

1. 目的

この整備方針は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 27 条第 1 項、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成 21 年 3 月 13 日閣議決定）及び統計調査等業務の業務・システム最適化計画（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）により、総務大臣が事業所母集団データベースを整備する必要があることを踏まえ、その基本的内容を定めるものである。

2. 事業所母集団データベースの整備サイクル

産業関連の統計調査の実施については、現在、事業所・企業統計調査情報を中核とするデータベースを利用し、母集団情報の提供・重複是正等を実施しているが、当該処理を効率化・高度化し、以下のサイクルで事業所母集団データベースの整備を実施する。

(1) 統計調査の実施計画の入力

総務省は、各府省における円滑な統計調査の実施に資するため、各府省に対し統計調査の実施計画等を照会し、当該結果を事業所母集団データベースに入力する。

(2) 重複是正の実施、調査対象名簿の入力

各府省は、事業所母集団データベースの母集団情報や、行政記録情報及び民間情報（以下「行政記録情報等」という。）の名簿情報を同データベースに照会することにより付与された共通事業所・企業コード及び調査履歴情報を活用して、統計調査の実施前に重複是正を実施し、調査対象名簿を同データベースに入力する。入力された調査対象名簿を基に、同データベースから各府省に対し、補完・検証用データを提供する。

(3) 統計調査結果の提供

各府省は統計調査の実施後、円滑な事業所母集団データベースの整備のために、統計調査結果を総務省に提供する。

(4) 統計調査結果データにおける共通事業所・企業コードの保持・利活用

各府省は、上記統計調査の実施サイクルの中で、共通事業所・企業コードを保持し、次回調査の名簿整備等において活用する。

なお、各府省が実施した統計調査において新たに確認された事業所・企業については、事業所母集団データベースへの統計調査結果の提供後に、総務省が、それぞれ新たな共通事業所・企業コードを付与し、各府省に提供する。

3. 統計関係業務支援機能の整備

事業所母集団データベースには、各府省が上記の業務を効率的に実施することが可能となるよう、各府省別・各統計調査別の画面を設けるなど統計関係業務支援機能を備える。

4 事業所母集団データベースに記録する統計調査

(1) 統計調査結果の記録の手順

事業所母集団データベースの整備の基盤を確立させるため、当面、2(3)により提供された統計調査結果のうち、基幹統計調査を中心に、各府省における利用度が高く、同データベースの整備に寄与度の大きい統計調査の結果を優先してその記録を進める。

- 特定の産業において、悉皆（又はおおむね悉皆）となっている統計調査
- 幅広い産業を対象とし、一定の悉皆層を有する統計調査
- 幅広い産業を対象とし、調査客体数が多い統計調査
- 上記のほか、行政記録情報等と連動することにより新たな統計の作成が期待される統計調査、その他一般統計調査のうち、特に同データベースの整備に有効であると考えられる統計調査

上記を踏まえ、事業所母集団データベースに優先的に記録する統計調査については、当面別紙のとおりとし、その他の記録が必要な統計調査については運用管理規程において追加する。

(2) 記録する内容

事業所母集団データベースに記録する内容については、経済センサス・基礎調査及び同活動調査（以下、単に「経済センサス」という。）の情報を基盤とし、経済センサス以外の統計調査については、経済センサスの調査項目と共通する項目を中心に記録する。また、その他各種統計調査の実施に資するよう、ニーズ等を踏まえ記録項目を追加する。

5 行政記録情報等の活用

(1) 行政記録情報の活用

商業・法人登記情報、労働保険情報、E D I N E T 情報等の行政記録情報について、収録方法等の検討を行い、経済センサス等統計調査結果を補完する情報として活用する。

(2) 民間情報の活用

プロファイリング（事業所母集団データベース情報の確認・照会）や民間によって収集されている各種企業情報について、統計調査結果や行政記録情報を補完する情報として活用すべく検討を進める。また、各府省等が同データベースに記録されている情報をより有効に活用するといった観点から、地理空間情報の収録について検討を進める。

6 整備スケジュール

事業所母集団データベースは、政府統計共同利用システムの一部として整備することとしており、平成 25 年 1 月からの運用開始を予定している。これに向けた平成 23 年度、平成 24 年度の主なスケジュールは以下のとおり。

平成 23 年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等について、経済センサス情報との照合等を実施
- ・労働保険情報、E D I N E T 情報等、各種行政記録情報について記録を開始
- ・事業所母集団データベースの具体的な事務に係る運用管理規程を策定 等

平成 24 年度

- ・優先的に記録する統計調査結果等により、事業所母集団データベースの試験運用を実施
- ・民間情報、地理空間情報等の収録を開始 等

総務省

経済センサス - 基礎調査
経済センサス - 活動調査（経済産業省と共管実施）
サービス産業動向調査
科学技術研究調査
個人企業経済調査

財務省

法人企業統計調査

文部科学省

学校基本調査

厚生労働省

毎月勤労統計調査
賃金構造基本統計調査
医療施設調査

農林水産省

農林業センサス（法人組織経営体）
漁業センサス（法人組織経営体）

経済産業省

商業統計調査
工業統計調査
経済産業省企業活動基本調査
特定サービス産業実態調査
特定サービス産業動態統計調査
エネルギー消費統計調査
中小企業実態基本調査

国土交通省

建設工事施工統計調査

基本計画のビジネスレジスターに係る事項の検討状況について（年度別）

No	基本計画	担当府省	実施時期	検討状況		
				平成21年度	22年度	23年度
	『母集団情報の的確な整備』					
1	●法人企業の母集団情報の整備を行うため、往復郵便等による業種名、従業者数、事業所数等の照会を定期的に実施する。	総務省	平成21年 から実施	▼平成21年7月以降、新たに商業・法人登記された法人について、従業者数や事業の内容等の基礎情報を郵送により照会（3ヵ月単位で経常的に実施）	▼照会方法及び照会項目を一部見直して実施 ○照会票の回収率向上のため、一部地域に直接訪問による照会方法を導入し、その効果を検証 ○照会項目に新たに支店の名称・所在地を追加	▼より効率的な手法の検討
2	●厚生労働省の協力を得て、雇用保険適用事業所設置届、労働保険保険関係成立届の行政記録情報から事業所等の新設・廃止等を把握することを検討する。	総務省	平成22年 から検討	▼厚生労働省の協力を得て、労働保険のサンプルデータ入手し、DBとの照合などデータ分析を実施	▼雇用保険情報を含む労働保険情報のDBへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、12月にデータの提供を受け、DBとの照合などの分析を実施。 また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス・活動調査の名簿整備に活用。	▼労働保険データの定期的な提供を受け、新設・廃業の把握に向け検討
	『ビジネスレジスターの充実と拡張』					
3	●「工業統計調査」等の出荷額等の調査結果の他、一定規模以上の企業に関する「法人企業統計調査」の売上高等の主要な経営情報をビジネスレジスターの情報源として利用することについて、各所管省との検討を開始する。	総務省	平成21年度 から検討	▼財務省の協力を得て、法人企業統計調査のサンプルデータ入手し、DBとの照合などデータ分析を実施	▼各府省と協議を実施して整備方針を策定し、整備方針中で優先的に記録する統計調査を記述。 整備方針中で、工業統計調査、法人企業統計調査等について、DBの整備に寄与度の大きい統計調査として整理	▼優先的に記録する統計調査結果の提供を受け、先行してDBとの照合作業等を実施し、別紙3とのおりのサイクルに基づき年次で母集団名簿を提供する仕組み（年次フレーム）を検討
4	●EDINET（金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム）の情報をビジネスレジスターに収納することを検討する。併せて、EDINETの情報とビジネスレジスターの情報を「法人企業統計」に活用する具体的方策を検討する。	総務省 財務省	平成21年度 から検討	▼財務省、金融庁、総務省の3者による法人企業統計調査及びEDINET情報のDBへの活用について検討を開始	▼EDINETについては、システム改修が予定されており、当該改修状況を考慮しながら、引き続き3者による検討を実施	▼EDINET情報のDBへの活用方法等、具体的方策の検討を実施
5	●特許庁の協力を得て産業財産権の企業出願人の名称・所在地と企業の登記情報との照合作業を行い、ビジネスレジスターに両者の照合情報を収納する。	総務省	平成21年度 から検討		▼特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称・所在地のサンプルデータを受領、検討を開始	▼特許庁の協力を得て、照合した情報をDBへ収録
6	●事業所・企業識別番号と「日本輸出入者標準コード（JASTPROコード）」（輸出入申告書、輸入承認申請書、積戻し申告書等に記載されている輸出入者に対応したコード）の照合を行うにあたり、費用対効果を考慮しつつ、どのような有用性が得られるかについて検討を開始する。	総務省	平成21年度 から検討		▼（財）日本貿易関係手続簡易化協会と協議を実施し、有用性等について検討	▼引き続き、有用性等を検討

基本計画のビジネスレジスターに係る事項の検討状況について（年度別）

No	基本計画	担当府省	実施時期	検討状況		
				平成21年度	22年度	23年度
	『知的財産活動に関する統計の整備』					
7	●知的財産に係る統計の高度利用を目指して、所管する知的財産活動に係る統計を有効に活用するために、速やかにビジネスフレームの企業情報と産業財産権の企業出願人情報を照合する。それを踏まえて、明らかになつた未照合情報についても、いかなる対応が今後必要かについて、速やかに協議を開始する。	総務省 特許庁	平成23年度 までに結論		▼特許庁の協力を得て、産業財産権の企業出願人の名称・所在地のサンプルデータを受領、検討を開始	▼特許庁の協力を得て、照合した情報をDBへ収録
8	●平成27年時点で、企業グループの知的財産活動に係る統計データと5~6年度分の財務データを同時に利用することが可能となるよう、企業グループの知的財産活動の分析を可能とする統計データが、速やかに構築されることに向けて必要な取組等について検討する。	総務省 経済産業省	平成24年度 までに結論			▼平成21年経済センサス・基礎調査、EDINET情報等から企業グループ情報を把握し、精査するなど検討を開始
	『効率的な統計作成－行政記録情報の活用』					
9	●「経済センサス活動調査」の母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用微収業務の業務・システム最適化計画」（平成18年3月29日厚生労働省情報政策会議決定。平成20年3月19日改定）等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報の活用を検討する。	総務省	平成21年度 から検討	(No 2に記述)	▼雇用保険情報を含む労働保険情報のDBへの活用について、厚生労働省と具体的な事務処理方法などを協議し、12月にデータの提供を受け、DBとの照合などの分析を実施。 また、受領したデータは、平成24年に実施する経済センサス・活動調査の名簿整備に活用。	(対応済)
	『行政記録の活用に関する環境整備』					
10	●各府省の協力を得て、次の事項を検討する会議を設置する。 ①行政記録の活用について、当該行政記録の保有機関のみならず、国民や企業の理解と協力の下に個別行政の適切な遂行が確保されるための具体的方策 ②行政記録について、直接統計作成に利用できるか、直接利用できなくても補助情報として活用できるか、保有機関への影響等について実証的に検証する枠組み	総務省	平成23年度末 を目途に結論	(事業所母集団データベース整備の過程で、個別に問題点を整理)	▼経済センサス等統計調査結果を補完する情報として活用方策を検討 (行政記録情報等の活用について(1)「整備方針」に記述)	▼有用な情報の収録方策を検討

(資料5)

統計委員会委員名簿（基本計画部会委員名簿）

(50 音順・敬称略・◎委員長(部長))

縣 公一郎	早稲田大学政治経済学術院教授
阿藤 誠	早稲田大学人間科学学術院特任教授
安部 由起子	北海道大学大学院経済学研究科教授
井伊 雅子	一橋大学国際・公共政策大学院教授
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
佐々木 常夫	(株)東レ経営研究所特別顧問
首藤 恵	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授
椿 広計	情報・システム研究機構統計数理研究所教授
津谷 典子	慶應義塾大学経済学部教授
◎ 樋口 美雄	慶應義塾大学商学部教授
廣松 毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
深尾 京司	一橋大学経済研究所教授
山本 拓	日本大学経済学部教授

※ 全ての統計委員会委員は、基本計画部会の委員を兼ねている。